正誤表

対象	訂正前	訂正後
特記仕様書 3頁 1-8 保全に関する事 項	とする。照査の結果修正が生じた場合は、監督員の指示に従い速やかに修正を行うものとする。 工事記録収集システムに関する問合せ先は、当社が協定締結した「保全点検業務等の実施に関する協定」に規定する「保全情報管理員」とし、氏名等については別途監督員より通知する。 1-7 三者協議会について 本調査等の成果による発注工事(以下「予定工事」という。)において発注者及び受注者並びに予定 工事に受注者が協議して、設計の理念及び糸に関わる理解を深め、適切な工事目的物の完成に資する よう技術情報の確認及び交換を行うことを目的といて「予定工事の品質確保を推進する設計施工協同 連絡会議」(以下「三者協議会」という。)を開催する場合がある。 三者協議会の実施は、本調査等業務の受渡し後に別途監督員及び受注者並びに予定工事の受注者と で協定を結ぶものとする。受注者の三者協議会の参加に要する費用については、協定書によるものと する。 なお、本条項の記載により受注者の三者協議会への参加を義務付けるものではない。 1-8 保安に関する事項 受注者は、下表に示す箇所に必要とする作業期間中、交通誘導員を配置しなければならない。	とする。照面の結果修正が生じた場合は、監督員の指示に従い連やかに修正を行うものとする。 工事記録収集システムに関する問合せ先は、当社が協定締結した「保全点検索務等の実施に関する 協定」に規定する「保全情報管理員」とし、氏名等については別途監督員より通知する。 1-7 三者協議会について 本調宣等の成果による発注工事(以下「予定工事」という。)において発注者及び受注者並びに予定 工事に受注者が協議して、設計の理念及び糸に関わる理解を深め、適切な工事目的物の完成に資する よう技術情報の確認及び交換を行うことを目的といて「予定工事の品質確保を推進する設計施工協同 連絡会議」(以下「三者協議会」という。)を開催する場合がある。 三者協議会の実施は、本調宣等業務の受達し後に別途監督員及び受注者並びに予定工事の受注者と で協定を結ぶものとする。受注者の三者協議会の参加に要する費用については、協定書によるものと する。 なお、本条項の記載により受注者の三者協議会への参加を義務付けるものではない。 1-8 保実に関する事項
	単価表の項目 配置場所 配置人数 交代要員 配置時間 備考 交通誘導員B 水戸管理事務所駐車場内 1人 1人 9:00~17:00	受注者は、下表に示す箇所に必要とする作業期間中、交通誘導員を配置しなければならない。 単価表の項目 配置場所 配置人数 交代要員 日数 配置時間 備考 交通誘導員B 水戸管理事務所駐車場内 1人 1人 2日 9:00~17:00
	及び市道上中妻 219 上表の配置時間は、作業時間(体態時間を含む)とする。	交通誘導員B 市道上中裏 219 1人 1人 1日 9:00~17:00 交通誘導員B 市道上中裏 219 1人 1人 1日 9:00~17:00
	交通誘導員Bとは、測量作業等において、一般通行者及び作業関係者の安全を確保するための交通 の誘導等に従事する者をいう。 1-9 補足事項 本業務において、調整池上に駐車場を整備するための調整池構造検討を追加する場合がある。	上表の配置時間は、作業時間(体態時間を含む)とする。 交通誘導員Bとは、測量作業等において、一般通行者及び作業関係者の安全を確保するための交通 の誘導等に従事する者をいう。 1 - 9 補足事項 本業務において、調整池上に駐車場を整備するための調整池構造検討を追加する場合がある。

対象	訂正前					
特記仕様書	第2章 業務細部に関する事項					
4 頁 2-4 地形測量	2-1 業務の内容 本業務は、常磐自動車道水戸1C管理用施設内建築工事に伴い、管理用施設内の地盤高ならびに起 伏の状態を測量し、実測地形図を作成し、舗装設計及び附帯工設計等を行うものである。 なお、測量実施にあたっては、2-8「地形測量」を適用する。また、成果品は数値化し成果品とす る。設計にあたっては、共通仕様書、5-5「附帯工設計」、5-6「舗装設計」、5-9「標識設計」、 5-11「工事発注用図面作成」を適用する。 2-2 現地立入り 現地に立ち入る場合は、事前に当社と十分な打合せを行わなければならない。なお、立木等の伐採 は、出来る限り行わないよう努めるものとする。もし立木の伐採が必要な場合は、事前に当社に連絡 し、その指示に従うものとする。 2-3 設計条件					
	2-4 地形測量 地形測量の作業条件は次のとおりとする。 区間 測 量 内 容 備 考 水戸IC 地域区分: 耕地 (平地) 面積 : 3.710万㎡ 2-5 舗装設計 2-5-1 現地踏を 現地踏査 現地踏査は、本設計に必要な現地状況を十分調査、把握するものとし、特に発注者から貸与する平面図等と現況との相違点や用排水系統等の基本的事項を詳細に現地で調査するものとする。					

本設計は、水戸管理事務所における駐車マスの増設設計であり、本設計に必要な設計計画

また、多くの車が駐車場内に駐車可能となるよう、駐車マス配置計画を3パターン検討す

受注者は、主たる設計の開始に先立ち、これらの作成した検討案について監督員と協議

し、その後舗装設計を行うものとする。設計計画の検測数量は、設計区間長(km)とす

4

を検討するものとする。駐車場内の勾配については排水に十分気を付けることとする。

2-5-2 設計計画

るものとする。

3.

第2章 業務細部に関する事項

2-1 業務の内容

本業務は、常磐自動車道水戸IC管理用施設内建築工事に伴い、管理用施設内の地盤高ならびに起 伏の状態を測量し、実測地形図を作成し、舗装設計及び附帯工設計等を行うものである。

訂正後

なお、測量実施にあたっては、2-8「地形測量」を適用する。また、成果品は数値化し成果品とする。設計にあたっては、共通仕様書、5-5「附帯工設計」、5-6「舗装設計」、5-9「標識設計」、5-11「工事発注用図面作成」を適用する。

2-2 現地立入り

現地に立ち入る場合は、事前に当社と十分な打合せを行わなければならない。なお、立木等の伐採 は、出来る限り行わないよう努めるものとする。もし立木の伐採が必要な場合は、事前に当社に連絡 し、その指示に従うものとする。

2-3 設計条件

設計条件は、次のとおりとする。

- (1) 連絡施設 (水戸IC)
 - 1) 設計速度 : なし (駐車場と同様に徐行)

2-4 地形測量

地形測量の作業条件は次のとおりとする。

区間	測量内容	備考
水戸IC	地域区分:耕地(平地)	
	面積 : 3. 710万㎡	
	縮尺 : 1/500	

2-5 舗装設計

2-5-1 現地踏査

現地踏査は、本設計に必要な現地状況を十分調査、把握するものとし、特に発注者から貸 与する平面図等と現況との相違点や用排水系統等の基本的事項を詳細に現地で調査するもの とする。

2-5-2 設計計画

本設計は、水戸管理事務所における駐車マスの増設設計であり、本設計に必要な設計計画 を検討するものとする。駐車場内の勾配については排水に十分気を付けることとする。

また、多くの車が駐車場内に駐車可能となるよう、駐車マス配置計画を3パターン検討するものとする。

受注者は、主たる設計の開始に先立ち、これらの作成した検討案について監督員と協議 し、その後舗装設計を行うものとする。設計計画の検測数量は、設計区間長 (km) とする。

4

対象 訂正前 特記仕様書 2-5-3 詳細図作成 詳細図作成の設計対象と設計区分は次のとおりとする。 5頁 単位 数量 作成図 難易度 縮尺 備考 2-7 標識設計 (分の1) 舗装設計 2 路面標示工図 普通 500 詳細図作成 構造図(交通管理施設等) 普通 5 施工ステップ図 普通 500 駐車マス配置計画図 普通 500 3パターン 2-6 附带工設計 2-6-1 付替・取付道水路設計 付替・取付道水路設計の設計対象と設計区分は次のとおりとする。 作成難易度 備考 50m未満 取付道路設計 普通 $50 \sim 100 m$ 普通 2-6-2 擁壁工設計 擁壁工設計の設計対象と設計区分は次の通りとする。 設計条件 スペリ安定計算 備考 擁壁の種類 大型ブロック積み擁壁 詳細設計 2-6-3 詳細図作成 詳細図作成は次に示すとおり行うものとする。 枚数 作成難易度 簡易な応力計算 備考 用排水工 fill. 2-7 標識設計 水戸管理事務所案内標識について、現地状況を確認の上、既設の標識を移設できるか検討し、 検討した結果を詳細図に記入するものとする。 2-8 交通誘導員 2-8-1定義 交通誘導員とは、測量作業等において、設計図書及び監督員の指示に従って、車両の誘導、ラバ コーンの除去、安全確認等を行うものをいう。 2-8-2種別

交通誘導員の内訳書の項目の種別は、下表のとおりとする。

区分内容

5

内訳書の項目

訂正後

2-5-3 詳細図作成

詳細図作成の設計対象と設計区分は次のとおりとする。

区分	単位	単位 数量 作成図		難易度	箱尺	備考
				48	(分の1)	
舗装設計 枚 2			路面標示工図	普通	500	
詳細図作成 1		1	構造図(交通管理施設等)	普通		
		5	施工ステップ図	普通	500	
		6	駐車マス配置計画図	普通	500	3パターン

2-6 附帯工設計

2-6-1 付替・取付道水路設計

付替・取付道水路設計の設計対象と設計区分は次のとおりとする。

区分	節所	条件	作成難易度	備考
取付道路設計	1	50m未満	普通	
	1	50~100m	普通	8

2-6-2 擁壁工設計

擁壁工設計の設計対象と設計区分は次の通りとする。

権壁の種類	断面	設計条件	スベリ安定計算	備考
大型ブロック積み擁壁	1	詳細設計	有	24

2-6-3 詳細図作成

詳細図作成は次に示すとおり行うものとする。

区分	枚数	作成難易度	簡易な応力計算	備考
用排水工	3	簡単	無	

2-7 標識設計

水戸管理事務所案内標識について、現地構造や用地制約、既設標識構造を確認の上、移設可能 か検討し、検討した結果をもって標識移設に必要な詳細図を作成するものとする。なお、取付道 路及び市街地開係の設計計画、型式等の選定、平面図作成、数量表作成までの作業と同程度を想 定する。

2-8 交通誘導員

2-8-1定義

交通誘導員とは、測量作業等において、設計図書及び監督員の指示に従って、車両の誘導、ラバコーンの除去、安全確認等を行うものをいう。

2-8-2種別

交通誘導員の内訳書の項目の種別は、下表のとおりとする。

5

対象	訂正前		訂正後
特記仕様書	交通誘導員B 休憩施設内作業等において、一般通行車と作業関係者の安全確保するた	内訳書の項目	区分
6 頁	めに交通の誘導等に従事するもの。	交通誘導員B	地形測量作業において、一般通行 交通の誘導等に従事するもの。
2-8 交通誘導員	2-8-3 配置人数		
2-8-2 種別	(1)交通誘導員の配置人数は、本特記仕様書1-9によるものとする。なお、監督員が交通誘導 員の配置の変更又は追加を指示した場合は、受注者はそれに従うものとし、これに要する費	2-8-3 配置人	
2-8-3 配置人数	用については、監督員と受注者で協議し定めるものとする。		配置人数は、本特配仕様書1-8に。 更又は追加を指示した場合は、受注制
	(2)受注者は、交通誘導員の氏名、配置場所、配置日時等を記載した日報を作成し、監督員に報告		、監督員と受注者で協議し定めるもの
(1)	するものとする。なお、目報は1カ月分をとりまとめ、翌月の10日までに報告するものとす		通誘導員の氏名、配置場所、配置日時
	న.	するものとす る。	る。なお、日報は1カ月分をとりまと
	2-8-4 数量の検測		
	交通誘導員Bの数量の検測は、監督員が認めた設計数量(人・日)で行うものとする。	2-8-4 数量の	検測
	なお、1回の実働時間が4.5時間を超えた場合に1人・日とし、1回の業務が4.5時間に満たな かった場合の交通誘導員の費用については、別途監督員と協議するものとする。		量の検測は、監督員が認めた設計数割
	The state of the s		間が4.5時間を超えた場合に1人: 導員の費用については、別途監督員 。
	2-8-5 支 払		
	交通誘導員の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、それぞれ1人・日当たりの契約 単価で行うものとする。	2-8-5 支 払	
	この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う交通保安要員の労力等本調査を完成す	交通誘導員の支払 単価で行うものとす	は、前項の規定に従って検測されたst ス
	るために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。		っ。 、設計図書及び監督員の指示に従って
	2-9 打合せ	るために必要な費用	で諸経費に含まれるものを除くすべて
	2-9 11 日間 本業務における打合せの回数は業務内容確認検査を含め、7回とする。打合せの検測数量は1式と	a a ternal	
	し、履行状況により打合せ回数が増減しても打合せ費用の変更は行わないものとする。ただし、監督	2-9 打合せ 本業務における打合	せの回数は業務内容確認検査を含め、
	員が打合せ回数の追加を指示した場合や業務の追加、変更に伴い打合せを追加する必要が生じる場合		合せ回数が増減しても打合せ費用の変
	の取扱いは監督員と受注者とで協議の上、決定するものとする。		を指示した場合や業務の追加、変更に
	2-10 成果品	の取扱いは監督員と受	注者とで協議の上、決定するものとで
	本業務の成果品は、共通仕様書1-45によるものとし、報告書の表紙は黒色、金文字製本とす	2-10 成果品	
	ీ .	本業務の成果品は、	共通仕様書1-45によるものとし、
		る。	

內 容 行車と作業関係者の安全確保するために

- こよるものとする。なお、監督員が交通誘導 者はそれに従うものとし、これに要する費 のとする。
- 時等を記載した日報を作成し、監督員に報告 とめ、翌月の10日までに報告するものとす

☆量 (人・目) で行うものとする。 (・日とし、1回の業務が4.5時間に満たな と協議するものとする。

と数量に対し、それぞれ1人・日当たりの契約

って行う交通保安要員の労力等本調査を完成す べての費用を含むものとする。

b、7回とする。打合せの検測数量は1式と o変更は行わないものとする。ただし、**監督** 『に伴い打合せを追加する必要が生じる場合 する。

、報告書の表紙は黒色、金文字製本とす